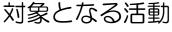
環境美化等推進団体報奨金制度について

環境美化活動を行なう団体に対し、報奨金を支払う制度です。

団体登録できる条件について (1) ~ (3) のいずれか

- (1) 市民で構成された団体(自治会、子ども会、老人会等)
- (2) 市内に店舗を有し、現に営業を行っている者で構成された団体
- (3) その他市長が認める団体







集団資源回収の実施



その他、ごみやリサイ クルについての勉強会や 清掃施設の見学会 等

報奨金額について(平成31年度)

集積所維持管理 1カ所につき1,000円(年額)

美化清掃 2回目以降、1回につき1,000円

資源回収 1回につき2,000円 3

その他の活動 計画内容に応じて市が定める額

※報奨金額には、上限があります。

団体登録をして 活動計画書を提出







計画書に基づいて





STEP.1 団体登録をしよう (原則として3月中)

環境美化等推進団体として登録をする際は、申請書を提出して下さい。登録は、年度ごとに必要です。

※登録開始日は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日です。 希望する登録開始日の前日までに申請してください。登録開始日 以前の活動は報奨金の対象にはなりません。

STEP.2 活動計画書を提出しよう(団体登録と同時)

団体登録申請に伴い、活動計画書の提出が必要です。どのような活動をする予定なのかを計画書に記載して下さい。

集積所の維持管理をする場合には、どの集積所の維持管理を 行うのかも記入ください。

※計画書に記載のない活動には、報奨金をお支払いできない場合があります。

STEP.3 活動をしよう(登録した年度中)

活動計画書に記載した活動を行います。

団体による美化活動の際には写真を撮影する、集団資源回収の際の仕切り書を保存しておくなど、報告書を作成する際に必要となるものもありますので、事前に確認のうえ、活動してください。

STEP.4 活動報告書を提出しよう(登録した年度末まで)

活動内容を活動報告書に記載し提出してください。 活動によっては、報告書に添付する書類があります。 その活動に基づき、3月末日までに報奨金請求書を出してい ただき、4月上旬に審査を行ない、4月末頃にお支払します。

担当:くらし安全部クリーンセンター TelO46-252-8724